

第 44 回理事会議事録

令和6年6月7日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

公益財団法人 中国残留孤児援護基金
第 44 回理事会議事録

1. 招集年月日 令和 5 年 11 月 22 日
2. 開催場所 「田中田村町ビル 5 階 5 D 室」
東京都港区新橋 2-12-15
3. 開催日時 令和 6 年 6 月 7 日（金） 午後 2 時 57 分
4. 理事現在数 4 名
5. 出席理事数 4 名
（出席者）小林 悦夫、炭谷 茂、鶴 精三、新津 浩平
（監事出席）蒲生 七郎、森居 秀彰
6. 議案等
 - (1) 第 1 号議案
「令和 5 年度事業報告及び決算書」の件
 - (2) 第 2 号議案
「令和 6 年度団体助成及び介護団体支援」の件
 - (3) 第 3 号議案
「東海・北陸中国帰国者支援・交流センター運営事業に応募すること」の件
 - (4) 第 4 号議案
「第 19 回評議員会の開催に伴う評議員召集」の件
 - (5) 報告事項等
 - ①「職務執行状況報告（理事長）」
 - ②「職務執行状況報告（常務理事）」
 - ③「その他」
7. 開会、定足数確認、挨拶、議長・議事録署名人
事務局から理事現在数 4 名中、出席者は 4 名であり、定足数である理事現在数の過半数以上に達した旨報告。
次に、炭谷代表理事（以下「理事長」という。）が開会の挨拶を行い、定款第 37 条に基づき理事長である炭谷氏が議長となり、議案の審議に入った。
議事録署名人は、定款第 45 条に基づき、炭谷理事長、蒲生監事、森居監事とする。
8. 議事の経過及び結果
 - (1) 第 1 号議案 「令和 5 年度事業報告及び決算書」の件
議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。
 - ① この事業報告及び決算書（以下「報告書」という）は、内閣府に対して報

告すべきもので、公益財団法人移行後の第13事業年度の報告書であり、事業期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日迄となること。

- ② 1. 令和5年度は、5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症になり、コロナ禍の影響もほとんどなくなった。国内事業はほぼコロナ禍前と同様に実施できたが、訪中して行う事業の実施には至らなかった。国の委託事業である集団一時帰国事業も再開されたが、実施回数は1回だけで参加者も3世帯6名に留まり、集団一時帰国に併せて中国政府担当官2名の受け入れも行った。

2. 中国帰国者支援・交流センターでは、令和4年度に比べて通学者の延べ人数は700人程度、実人数は90人程度増加したが、コロナ禍を境にセンターまでの通学が困難になった者も一定数おり、コロナ禍以前の水準に戻ってはいない。また、中国残留邦人1世帯1名が令和5年11月に永住帰国し、本年5月8日に無事退所している。

帰国者の高齢化に加え、コロナ禍の3年余りで体力を落とし外出できなくなった者も少なくないことから、今後ますます高齢化する帰国者にどう対応していくかを検討していくことになると思われる。

3. 令和3年度から内規を作成して援護基金が保有する債券(外貨建仕組債)の時価評価を行うようになったが、国際金融情勢の大きな影響を受けて、運用していた外貨建債券の為替レートが購入時に比べて下がったため、予測した仕組債評価損が満期償還で確定し、基本財産が前年度比約8千5百万円の減少となった。

なお、令和4年6月7日開催の第39回理事会において説明したとおり、援護基金の基本財産運用の考え方は経済効率を考慮しつつ、リスクを取りながらも運用益の増収を目指すこととしていることを改めて報告する。

4. 援護基金の収入の柱である運用収益は歴史的な円安により多少持ち直したが、長期化しているロシアとウクライナの問題も終わりが見えず、今後いかに安定した収入を確保するかが課題となっている。

令和5年度の経常収益は、運用収益、寄附金の増加に加え、昨年度減額された集団一時帰国事業の委託費が通常規模に戻ったこともあり、約2億1千575万円(うち国からの受託費約1億6千278万円、基本財産運用益等約3千505万円、寄附金約1千257万円、出版事業収入約173万円、就学資金貸倒引当金戻入約363万円)となった。経常費用は約2億1千158万円で、最終的な事業活動収支差額約417万円のプラスとなっている。

- ③ 「公1」の3事業、「公2」の12事業についての令和5年度の実施状況
④ 令和5年度決算書(財務諸表等)の主なポイントを説明した。

貸借対照表の基本財産は、前年度比約8千5百万円の減少となり、資産合計は約5千万円、負債合計は約7百万円、正味財産は同様に約4千2百万円それぞれ減少となった。

続いて蒲生監事から令和5年度の財産状況、理事の業務執行状況について適正に行われている旨の報告がなされた。

なお、各理事等からの主な質疑等は次のとおり。

(理事長)

令和3年度から基本財産のうち仕組債の時価評価を始めたが、これは透明化するのが正しい方向でよいだろうとのことで3年前からしております。現在、国際金融情勢は非常に乱高下しておりますが、援護基金の場合は、どうしても年度ごとに資金を得ないことには運営ができません。かつてであれば、多額の寄附金をいただいております。昨年度は1千万円を超える寄附がありましたものの、毎年そうした金額が入ってくるわけではございません。

資金を得るためにはある程度リスクのある運用をせざるを得ない。仮に国債で運用した場合ではとても運営ができません。国債で運用した場合の元本と利息の合計とリスクはあるものの高利率での運用収入のプラス部分と現在の基本財産残高(評価額)の合計を比較すると、はるかに後者の方が多くなり実質的に損はしていないとお考えいただければと思っております。援護基金の財政構造上このようにしないと運営ができない事情があることにご理解をいただければと思います。

(鶴理事)

寄附金が前年度640万円に対して、今年度1,250万円と倍近くとなっているが、何か理由がありますか。

(事務局)

高額なご寄附のお申し出がございました。寄附者おひとりで500万円、もうおひとりの方が600万円以上ほどお寄せいただきました。いずれも旧満州と関係のある方です。

(鶴理事)

機関紙にご寄附のことを載せてアピールすれば、人によっては、「私も寄附をしようか」と考えられる方も出てくるのではないかと。

(事務局)

毎年、年度単位で機関紙には寄附者芳名録を掲載しております。

(鶴理事)

普通は財産を残すと骨肉の争いとなり、寄附をするとの話にはならないです

ね。

(理事長)

公正証書にしっかり収めていただければ争いにならないのですが。

以上、第1号議案について議長が諮ったところ事務局原案どおり全会一致で承認された。

(2) 第2号議案 「令和6年度団体助成及び介護団体支援」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

団体助成委員会で審査承認を受けた後、理事会に諮り最終承認を受けて助成を決定することとなっている。令和6年5月15日(水)に開催した第40回団体助成委員会において、令和6年度は日本語教室等の14団体に対して計275万円及び介護団体13団体等に対して計260万円を助成することの承認を得ている。これら支出について承認を得たい。

各理事等からの質疑等は特になかった。

以上、第2号議案について議長が諮ったところ事務局原案どおり全会一致で承認された。

(3) 第3号議案 「東海・北陸中国帰国者支援・交流センター運営事業に応募すること」の件

厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室から打診を受けている令和7年度以降の東海・北陸中国帰国者支援・交流センター運営事業の公募に公益財団法人 中国残留孤児援護基金として応募することについて承認を得たい。

参考資料をもとに、全国7カ所に設置されている中国帰国者支援・交流センターのひとつである東海・北陸中国帰国者支援・交流センター(以下東海・北陸センター)を受託運営している愛知県厚生事業団が、令和6年度限りで同事業の受託を終了し、令和7年度以降の東海・北陸センター運営事業の公募に応じないこととなった経緯、東海・北陸センターの現況、予算規模、職員構成、同センター資産、愛知県厚生事業団理事長及び同センター所長の運営に関する話、援護基金事務局の対応方針等について説明を行ったほか、仮に援護基金が東海・北陸センターの運営を受託することになった場合の援護基金から厚生労働省への要望等に対する回答についての説明をした。

なお、各理事等からの主な質疑等は次のとおり。

(森居監事)

勤務時間が変則的であるので労務管理もたいへんそうである。

(理事長)

センター側が指示したわけではなく、職員の希望を取って勤務時間を決めたのでしょう。

(事務局)

センターに通う通所生が午後3時には帰ってしまうようで、職員がいても仕方がない状況があるらしいです。他の仕事(副業)をしている職員もいるようで5時まで勤務するのが難しい方も中にはいらっしゃるようだ。勤務時間については援護基金が受託した場合、検討する必要がある。

(森居監事)

一般的には5時まで勤務時間だが、「途中で勤務終わります。」ということなのか…。

(事務局)

東海・北陸センターには、短時間職員や嘱託職員の雇用規程があり、元々福祉施設だったので細かい規程となっているようで、予算や事業内容を考えて6時間勤務や7時間勤務といった形で雇用している。

(理事長)

労務管理はたいへんだ。地方労働局は厳しいから勤怠管理をしっかり残さない。

(事務局)

勤怠管理はPCでの管理を行っているようです。問題は東海・北陸センター職員の勤務は援護基金の規程に合わない形なので考える必要がある。

(小林理事)

援護基金や首都圏支援センターの規程と統一することは考えていますか。

(事務局)

同じ労働条件にしないといけないので統一せざるを得ない。援護基金の臨時職員等の規程を修正して対応するしかないと思う。

(森居監事)

援護基金側か現センター側かどちらかに規程を寄せるというのはあるかもしれない。一年契約の方にも同意いただいて、今後一年間、更にその先も「よろしく願います。」と個別面談で個別同意をいただくということですかね。

(理事長)

労務管理は難しい。それで施設は借りられますか。

(事務局)

居抜きで借りられそうです。

(理事長)

雇用関係がこれまでと変わるので退職金を愛知県厚生事業団に精算していただかないといけない。嘱託職員であっても支払うべき退職金はきれいにしておき、援護基金に変わった後は一から始めないといけない。

(事務局) 東海・北陸センター職員の有給休暇がだいぶ残っているようだがそれは援護基金では引き継げないので事業団在職中に消化いただかなければならない。

(理事長) 別会社に勤めることになりますからね。

以上、第3号議案について議長が諮ったところ事務局原案どおり全会一致で承認された。

(4) 第4号議案 「第19回評議員会の開催に伴う評議員召集」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

定款第22条の規定により、評議員会は理事会の決議に基づき理事長が招集することになる。今回は議案として「令和5年度事業報告及び決算書」の件について諮るため、令和6年6月26日に評議員を招集したい。

以上、第4号議案について議長が諮ったところ事務局原案どおり全会一致で承認された。

以上で本日予定の議事が終了したが、引き続き「報告事項等」について報告が行われた。

(5) 報告事項等

① 職務執行状況報告（炭谷理事長、第43回理事会以降）

炭谷理事長から次の職務執行状況報告があった。

概ね毎月一回、常務理事（事務局長）から報告を受け必要事項について決裁を行った。

主な職務執行については、次のとおり。

- ・ 第43回理事会の議事録等の決裁と署名
- ・ 第44回理事会資料の決裁
- ・ 個人情報保護に関する令和5年度の取組状況報告について報告に関する決裁

- ・ 援護基金保有債券（1千万円以上）の満期償還等に伴う買換の決裁等
- ② 職務執行状況報告（新津常務理事、第43回理事会以降）
主な職務執行については、次のとおり。
- ・ 第43回理事会の議事録の作成
 - ・ 第44回理事会資料の作成
 - ・ 令和6年度団体助成事業案の作成
 - ・ 令和6年度団体助成委員会の開催
 - ・ 個人情報保護に関する令和5年度の取組状況について報告書の作成
 - ・ その他、援護基金保有債券（1千万円未満）の満期償還等に伴う買換の決裁等

最後に事務局長から、東海・北陸センターの件については、今後、理事長と事務局が相談しながら細かい事柄について進めていきたい旨を役員にお伝えした。

以上をもって第44回理事会の議案全部の審議を終了したので、議長は閉会を宣し解散した。（閉会時間：午後4時8分）

上記の議事録が正確であることを証するため、出席した理事長及び監事は記名押印する。

令和6年 6月28日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

理 事 長 炭 弓 矢

監 事 蒲 生 七 郎

監 事 森 居 秀 彰